

第5章 工事の手続き

1 工事の申請

給水装置工事の申請は、条例では需要者が直接管理者に申し込むこととされているが、実際には、指定工事店が需要者に代わって、申し込みからその手続き一切を行っているのが現状である。このことについて述べる。

(1) 準備

需要者からの委託を受けた指定工事店は、給水装置工事の申請に当たって、次のことをしなければならない。

- ア. 現場調査、打ち合わせ等を綿密に行うこと。
- イ. 施工に当たって必要な関係者の承諾書や同意書及び念書等の作成
- ウ. 給水装置工事設計図書の作成
- エ. 水道利用加入金、工事負担金等の要否の調査
- オ. その他、必要となる書類（建築確認済証の写し、道路占用申請書等）の作成
- カ. 契約に当たって、指定工事店は需要者と工事の契約書を交わすこと。

(2) 工事申込み

工事の申込みは、水道管理センターに提出し、週2回の審査を経て、不備のないものについてのみ受付ける。提出書類は次のとおり。

- ア. 給水装置工事申込書（表5-1 参照）
- イ. 道路占用許可申請に必要な書類及び図面（全面通行止めの場合は、自治会長の承諾書添付）
- ウ. 当該工事に必要な承諾書や同意書及び念書
- エ. 建築確認済証の写しの提出
- オ. その他管理者が当該工事に必要と認める書類

(3) 受付け及び施工指令

工事申込時に、水道利用加入金、諸検査手数料、臨時水料金等が必要なものについては、納付書を発行し、その納付を確認後、施工指令書を交付する。

2 着工から完了までの手続き

指定工事店は、〔1 工事の申請〕の手続き後、当該工事に着工すること。

着工から完了までは次の要領による。

(1) 着工

工事着工に当たっては、次の事項を遵守のこと。

- ア. 事前着工の禁止（施工指令書受領後、着工のこと。）

- イ. 分水取出し工事は、水道管理センター職員の立会を求めること。
- ウ. 材料検査を行うこと。
- エ. 施工指令書、道路使用許可書の写しを携行すること。
- オ. 工事現場には、最低1名以上の給水装置工事主任技術者を配備すること。
- カ. 工事は設計書により施工すること。但し、現場状況等により当初設計の変更が必要な場合は、変更箇所を図面に明記し、水道管理センターに報告すること。

(2) メータの払出し

加入金、手数料、臨時水料金を納付後、施工指令書の受取りとともに、メータの払出しを受ける。払出しを受けたメータを、当該給水装置以外の給水装置に取付けてはならない。

(3) 竣工届

当該給水装置工事完了後、工事店は水圧や工法の是非等について検査し、異常がなければ、速やかに竣工図書の作成、工事写真等を整理し、水道管理センターに提出すること。また、工事店は別途需要者に対し、竣工図書の写し1部を提出すること。

(4) 検査

事務組合及び水道管理センターは、給水装置について次の検査を行う。

ア. 中間検査

中間検査は、既設の受水槽から新規受水槽への切替時や地下埋設部分や屋内の見えない部分の使用資材や施工法等を検査する。

工事の検査方法は、竣工検査に準じる。

イ. 竣工検査

竣工検査は、提出された竣工届けの中から、表5-2に示す様式の項目について、その全部又は一部について検査を行う。この場合、工事店は当該給水装置工事施工時の現場責任者のほか、必ず給水装置主任技術者が立会すること。

ウ. 材料検査

材料検査は、当該給水装置工事に使用される全ての材料について、事務組合の承認した規格品であるかどうかを検査する。検査を行う場所は、事務組合が指定する。

エ. 処置

本来、この種の検査は工事店を技術的に指導、監督していくことを目的として行う。検査の結果、その施工が拙劣であったり、あるいは不適当な材料を使用して施工されていて、その責任、態度が指定工事店としてふさわしくないときは、警告書の発行や工事店の指定停止又は取消し等の処置を取ることがある。

オ. 手直し工事と検査

手直し箇所を指摘されたら、指定された期間（一週間以内）に手直し工事を行い、手直し前と後を対比させた写真を提出すること。事案によっては、処分の対象になり得る。

3 保障期間

工事店は、工事完了後1年間は保障期間とし、保障の範囲は、不可抗力又は給水装置の使用者若しくは所有者の故意や過失による故障を除いたその他の故障とし、修理に要する費用は全て工事店の負担とする。

(水道工事店規程第23条第1項)

表5-1 給水装置工事申込書

様式第1号（第2条関係）

給水装置工事申込書 宗像地区事務組合長宛		施工 指令 番号	年 月 日	課長	係長	係員
新設	改 造	修 繕	臨時			
以下の内容を遵守し、下記工事場所に給水装置工事を申し込みます。						
1. 宗像地区事務組合水道給水条例、宗像地区事務組合本木簡易水道給水条例等を遵守します。						
2. 公道内に布設された給水装置（分水栓から官民境界まで）は宗像地区事務組合に無償譲渡します。						
ただし、分水栓の変更及び撤去は、私（申込者）が責任をもって行います。また、宅内に布設された給水装置の維持管理は私が責任をもって行います。						
3. 本給水装置工事に関しては土地の所有者など利害関係人の同意を得ております、異議の申し出があったときは、私が責任をもって解決します。						
4. 下記指定給水装置工事事業者を私の代理人と定め、給水装置工事の申込及び完了に伴う関係書類の提出に関する事項、宗像地区事務組合に前納する水道利用加入金、諸検査手数料、臨時水料金等の納入及び精算等本給水装置工事の申込に関する権限を委任します。						
なお、本申込書の内容に疑義が生じた場合は、私が責任をもって解決します。						
5. 下記申込内容を宗像地区事務組合が調査、確認することに同意します。						
申込年月日		年 月 日	指定給水装置工事事業者		給水装置工事主任技術者	
工事場所	地番 住所表示	許可番号No. _____ (TEL)		登録番号No.		
		給水装置工事設計書				
申込者 氏名	フリガナ	分水 取出工	県道・市道 横断・非横断	止水栓設置工	(地上・地下式) 量水器BOX設置工	箇所
		管布設工	()			
申込者 住 所		m				
発行年月日		年 月 日				
水道利用加入金						
メータ口径	mm	工事用				
		一般用	水栓設置工			
No.	金額	円		水栓柱設置工		箇所
納入年月日		年 月 日				
諸検査手数料			給湯用バルブ設置工			
No.						
(納入月日)金額(/)円			工事用水栓柱設置工			
臨時水料金						
No.			その他の			
(納入月日)金額(/)円						
井戸水(使用箇所)			有・無			
下水			有・無		備考	
誓約書・承諾書()			有・無			
建築確認番号	年 月 日					
	第 号					
水圧検査	Mpa	(担当者名)				
月 日	(工事用・一般用)		払出日	検満年月 /	備 考 m ³ ~	受水槽有効容量 m ³
メータ						

○既設メータ：施工指令発行日

○払出メータ：受渡日

} 以降、臨時水料金の還付はいたしません。

表5-2 給水装置工事竣工検査調書

給水装置工事竣工検査調書				
※太枠内業者記入		令和 年 月 日		
施工指令番号	施 行 場 所	施 行 主		
指定給水装置工事事業者		給水装置工事主任技術者		
検査区分	第1次検査指摘事項	第2次検査指摘事項		
量水器部	有 無			
止水栓部	有 無			
道路部	有 無			
宅地部	有 無			
屋内部	有 無			
書類関係	有 無			
その他				
備 考				
竣工量水器				
口径	形式	メータ番号	竣工・切替指針	使用開始日(開栓日)
φ (mm)			(m³)	
検査年月日		検査員		
年 月 日		検査員	施設課	受付日
取付けメータ検満日		検査指針		
/		(m³)	(mg/l)	(Mpa) ム令あわづ

4 設計図書作成

設計図書作成は、事前調査、現場調査あるいは机上計算に基づいて、給水方式や工法の決定、配管、管路、管種、器具等の決定にあたっては、構造及び材質の基準の各条件に適合するものをもって設計する。

(1) 図面

ア. 位置図 (図5-1)

位置図には、主要目標物を明確に図示し、朱書にて工事申込者の住所、氏名を記載する。

イ. 平面図 (図5-2)

平面図には、道路、側溝、隣地境界線、宅地、家屋等の平面を詳細に記載し、それに給水管路を正確に表示記号をもって図示する。この場合新設は赤、既設は青で記載し、さらに方位や第1止水栓と最寄りの境界までの距離、配水管の位置なども明確に記載する。

ウ. 断面図 (図5-3)

断面図には、道路埋設の配水管より分岐し、第1止水栓、側溝下越（上越）、擁壁の立上りを経て宅地内メータまでの状況を図示し、配水管の管種管径及び埋設深度と最短側溝までの距離、側溝や道路の幅員、法面、擁壁の高さなどの必要な寸法や側溝下越（上越）、擁壁立上り等の管防護の状況などを明確に図示する。又、あわせて余白に、分水（分岐）より第1止水栓までの掘削平面図も添記する。ただし、既設取出管のある場合は、この限りでない。

エ. 縮尺

給水装置に使用する縮尺は1/200又は1/300を標準とし、やむを得ないときは事務組合と協議の上、決定すること。なお、局部的に詳細図を必要とする時は、その部分を拡大して製図すること。

オ. 記号

製図に用いる記号は、所定の記号を使用すること。



図5-1 位置図 (例)

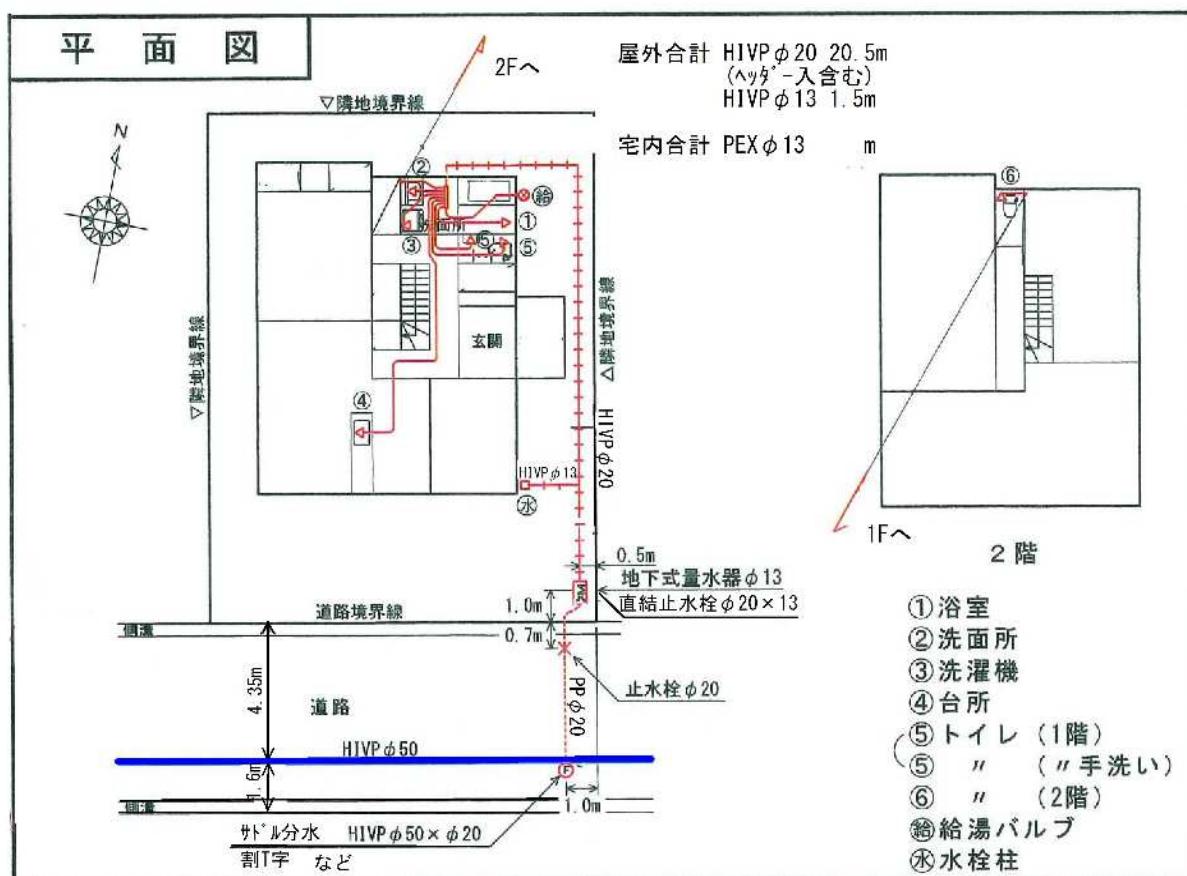


図5-2 平面図 (例)

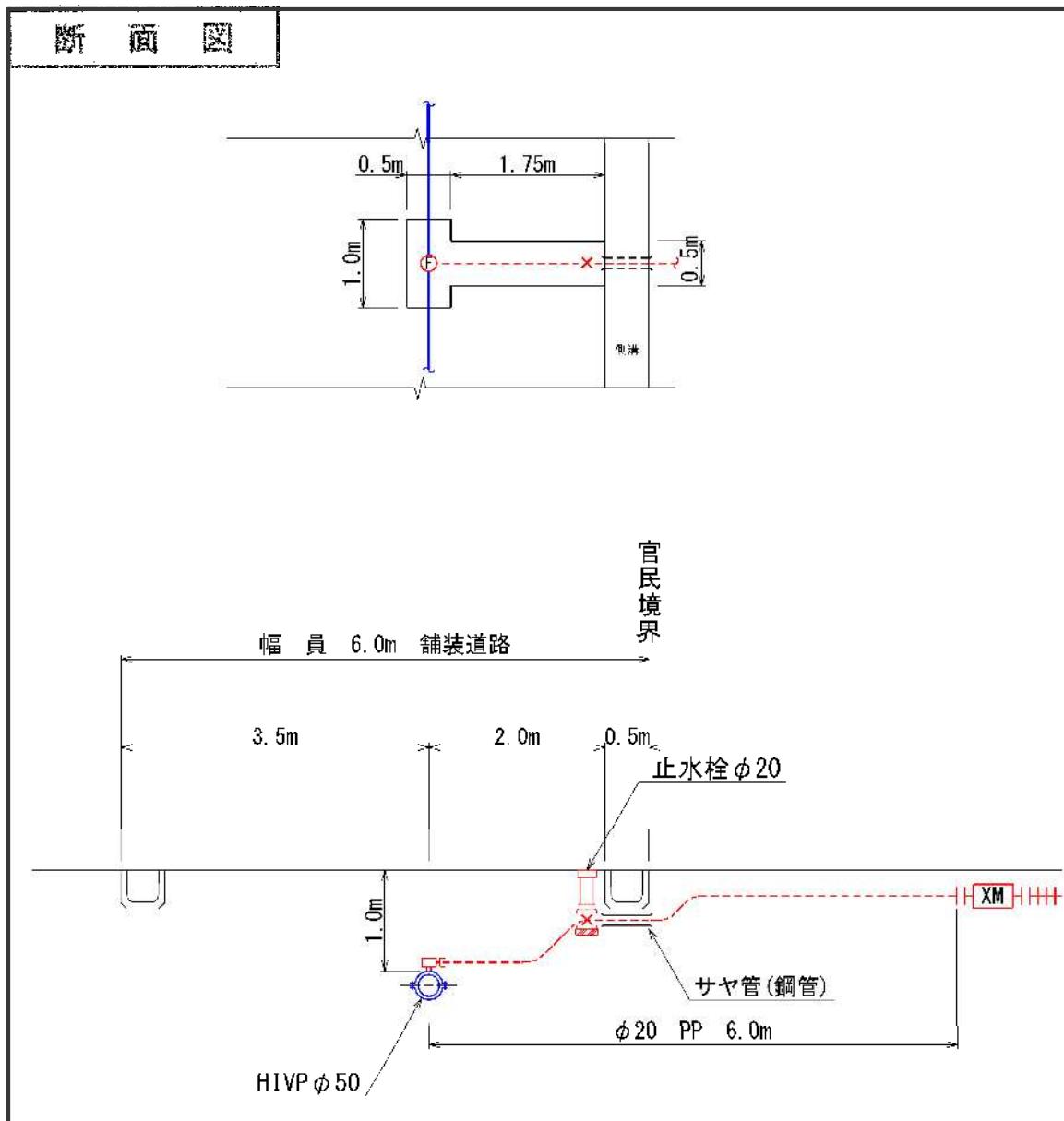
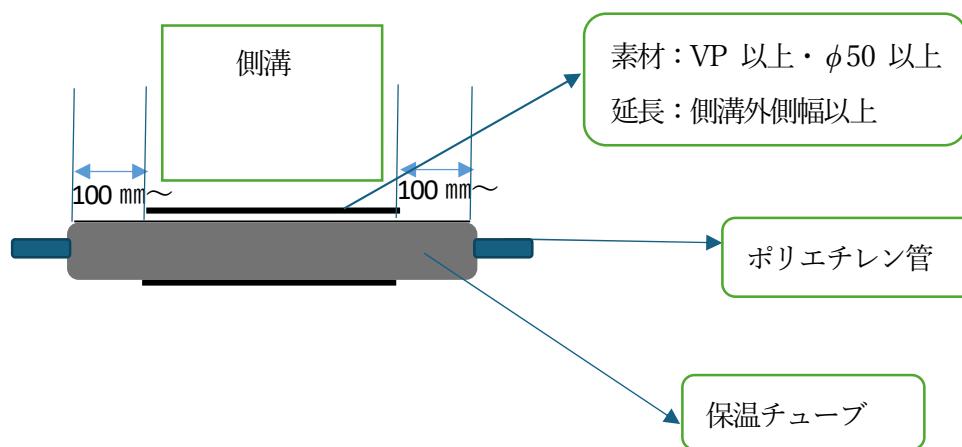


図5-3 断面図(例)

新設時におけるさや管基準



管種管径別略号、その他記号

① 管種別略号

ポリエチレン管	P. P	亜鉛メッキ鋼管	S. P
硬質塩化ビニル管	V. P	鉄管	CIP
耐衝撃性硬質塩化ビニル管 HVP		ダクタイル管	DIP
ライニング鋼管	S. L	石綿管	ACP

② 管径別略号

φ 50mm以下	-----	φ 200	— - - - -
φ 75	— — —	φ 250	- - - - - - -
φ 100	— - - -	φ 300	- - - - - - - -
φ 150	— - - - -	φ 350mm以上	—————

③ 管路部の標示(給水装置) 新設(赤) 既設(青)

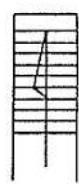
既設配水管	=====	ビニル管	++++++
ライニング钢管	=====	管種の交叉	— →
ポリエチレン管	-----	管径の変更	— → —

④ 平面図の器具の標示

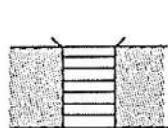
① //	分水栓	⊗	給湯バルブ
--×--	止水栓	○	消火栓(單口)
—N—	逆止弁	○	" (双口)
====	さや管(钢管)	Ⓐ	空気弁(單口)
▷	給水栓	Ⓐ	" (双口)
■	散水栓	○	スリース弁
□	栓柱	— —	制水弁
XM	直結止水、メータ	— →	泥吐弁
— —	接合ユニオン	—	切断部、プラグ止め
—○—	ポンプ	—▷—	仕切弁
—□—	ヘッダー		

⑤ 一般の表示

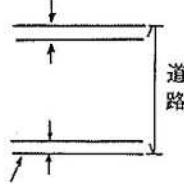
階 段



川及橋



側 溝



道路と宅地の境界線

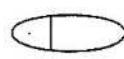
鉄 道



田・畑



大便器



小便器



寺



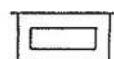
神 社



井 戸



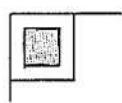
流 し



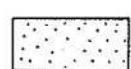
廊 下



浴 室



モルタル



温水器



洗面器



洋式トイレ

